

つながりを大切にするまちにします

- ○世代や地域、性別、公民(官民)の枠を超えて、人との「つながり」を大切にするまちをめざすと同時に、共に支え合い助け合うことのできる、笑顔のあふれる「共助」のまちをめざします。
- ○仕事をはじめ、幅広い分野で女性が活躍できる男女共同参画社会をめざします。また、人権を尊重し、平和社会を実現するとともに、外国人が地域社会の一員として、安心してくらすことができる多文化共生が浸透したまちをめざします。
 - 16. 住民活動と協働の推進
 - 17. 男女共同参画社会の推進
 - 18. 人権・平和社会・多文化共生

住民活動と協働の推進



16

■課 題

- □ 人々の価値観やライフスタイルの多様化により地域のつながりが希薄化する一方で、超高齢社会における見守りや支え合い、災害時の助け合いなど、人とのつながりや「共助」の精神によるあたたかい地域社会が求められています。
- □ 自治会の加入率低下や役員のなり手不足、参加者の固定化など、コミュニティの維持が困難になりつつあり、時代にあわせたコミュニティ運営が求められています。
- □ 行政がすべての公共を担うという意識を変え、住民・事業者と目的を共有し、互いに役割を認識しながらまちづくりをすすめていく必要があります。
- □ 今後ますます多様化する公共サービスへのニーズに対応するためには、産官学連携や多世代交流など、 多様な主体の参画をはかることにより、満足度の向上や相乗効果につなげることが重要となっています。

■目標とする姿

まちへの愛着や誇りを感じて、住民一人ひとりが社会活動や生活の中で培ってきた豊かな知識や経験等を 発揮し、主体的に地域活動を展開しています。

また、事業者による社会貢献活動が多発化し、多様な担い手による主体的なまちづくりが行われ、住民・ 住民団体、事業者および行政の三者協働により、地域課題の解決をはかっています。

■施策体系

1住民活動の推進によるコミュニティの充実2多様な主体との協働

■政策指標

協働の取組みについて満足していると思う住民の割合

実績値(H 30) 63.0% 目標値(R 7) 70.0%

■主な取組み

1 住民活動の推進によるコミュニティの充実

- ①地域のコミュニティ活動の活性化をはかるため、自治会活動のPRや地域活動の情報提供に努めるなど、自治会の活動や自治会同士の交流を支援します。
- ②小地域福祉会や子ども会、老人クラブ、自衛消防団、自主防災組織など、さまざまなコミュニティ に関わる組織を支援し、地域住民の連帯を高め、コミュニティの活性化をはかります。
- ③活発なコミュニティ活動は安全・安心のまちづくりに欠かせないことから、地域単位の活動拠点の充実をはかるため、自治会の集会施設整備に対する補助金などの支援を行います。
- ④住民活動の拠点である住民活動センターにおいて、情報の収集や情報発信、講座を開催し、ボランティア団体やNPO*など住民活動団体の育成をはかります。
- ⑤住民が郷土愛と誇りをもてるまちづくりをすすめるため、積極的な広報活動や子どもから大人、 高齢者まで誰もが参加できる町内行事、各種イベントなどを通してコミュニティ意識の醸成を 促進します。
- ⑥住民の手による自主的な地域活動やまちづくり活動を支援するため、ボランティアやスポーツ、文 化活動などの団体間の交流や友好都市等提携市町との幅広い分野での地域間交流を促進します。
- ⑦コミュニティ活動の場として、公民館や地区集会所、地域交流館をはじめ、いかるがホールや 生き生きプラザ斑鳩、ふれあい交流センターいきいきの里、法隆寺 i センターなど、身近な施 設の有効活用をはかります。
- ®コミュニティ活動など住民の主体的な活動への支援や行政への参加機会を拡充し、住民のまちづくりに対する意識の高揚をはかります。

2 多様な主体との協働

- ①住民と行政が目的と目標を共有して地域の課題を解決する、協働のまちづくり活動提案事業を 推進し、住民の創意や工夫を生かした活力ある地域づくりへの取組みを支援します。
- ②多様化する公共サービスへのニーズに対応するため、民間事業者と積極的に協働し、公民連携 (官民連携)*による質の高い公共サービスの創出に努めます。
- ③官学連携により、豊かな知的資源や人的資源を幅広い分野で生かすことで、魅力あるまちづくりをすすめます。
- ④産官学連携など、本来価値観の異なる多様な主体が有機的に連携したPDCAサイクル*を確立し、互いが共有できる価値や解決策を創造するまちづくりをすすめます。

男女共同参画社会の推進



17

■課 題

- □ 人口減少・少子高齢化がすすむ中で、男性の育児や介護、地域活動への参加、また、女性のさらなる 社会進出など、男女がともにあらゆる分野に参画できる環境を構築することが求められています。
- □ 職場や家庭、地域活動の場においては、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として残る一方、女性に対する意識の変革が浸透しつつある中、DV(ドメスティック・バイオレンス)*やさまざまなハラスメント*などの問題も生じています。

■目標とする姿

社会のあらゆる分野において、男女が互いを尊重する男女共同参画社会が形成され、女性が、結婚や出産、 子育て等を両立しながら働き続け、キャリアアップするなど、個性や能力を発揮して生き生きと社会で活躍しています。

また、男性の育児、介護および家事への参画等により、男女ともにワーク・ライフ・バランス*を実現しています。

■施策体系

1	男女共同参画の意識形成
2	女性活躍の推進

■政策指標

男女共同参画、女性活躍推進の取組みが満足していると思う住民の割合

実績値(H 3 0) 64.8% 目標値(R 7) 70.0%

■主な取組み

1 男女共同参画の意識形成

- ①「斑鳩町男女共同参画推進計画」に基づき、住民、事業者、行政が一体となった男女共同参画 社会の計画的な推進をはかります。
- ②行政などに女性の意向が十分反映されるよう、女性の人材発掘と育成をはかり、政策・方針決 定の場への女性の参加や各種審議会への女性の登用を促進します。
- ③社会のさまざまな分野での女性の自主的な活動を支援し、参加機会を拡充するとともに、女性 リーダーの育成にむけた学習機会の充実に努めます。
- ④男女共同参画社会の実現にむけ、男女平等教育や啓発活動を学校、公民館、町立図書館や地域 社会などさまざまな場ですすめ、男女双方の意識の向上に努めます。
- ⑤女性に対する暴力やハラスメント*の防止にむけ、町広報紙など、さまざまな機会をとらえて 啓発をすすめます。

2 女性活躍の推進

- ①男女双方が安心して働くことができ、さまざまな社会活動に参加できるよう、子育で・福祉サービスなどの生活支援にむけたより一層の取組みの充実に努めます。
- ②育児休業や介護休業などを男女双方が必要なときに利用できるよう、啓発活動などを通じて、ワーク・ライフ・バランス*など社会環境づくりをすすめます。
- ③出産・子育て等で一時離職した子育て女性等に対する再就職・起業の支援として、スキルアップセミナーの開催や創業支援窓口による相談などを行い、女性の就業促進をはかります。
- ④暴力や虐待、ハラスメント*など女性に対するさまざまな人権侵害に対して、適切で迅速な助 言や援助活動が行えるよう、関係機関と連携した総合相談体制や救援体制を整備します。

人権・平和社会・多文化共生



18

■課 題

- □ 個々の違いを互いに受け入れ、ともに認め合い、助け合う社会の実現と世界の恒久平和は、人類共通の願いですが、いまだすべての人権侵害が解消されておらず、さらに、インターネットを悪用した人権問題やLGBTQ*等の性的マイノリティ*などに関する問題も起こってきています。
- □ 国際化が進展する中、観光や就業等で外国人の増加が見込まれることから、言語や文化の違う外国人 と互いに理解・尊重しあい、共生できる社会の実現のための取組みが必要です。

■目標とする姿

啓発活動や学習などを通じて人権が尊重され、平和社会への意識が高まり、自由平等に豊かで幸せな生活を送っています。

国籍や民族の異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、国際交流が自然に深められているとともに、外国籍住民も地域社会の一員として溶け込み、安心してくらすことができる多文化共生が浸透した地域社会を形成しています。

■施策体系

1	人権の擁護と啓発の推進
2	非核平和の推進
3	多文化共生の推進

■政策指標

人権・平和社会・多文化共生の取組みについて満足していると思う住民の割合

		_		
実績値(H 30)	65.6%		目標値(R7)	70.0%

■主な取組み

1 人権の擁護と啓発の推進

- ①人権意識が高く思いやりのある児童、生徒を育成するため、学校教育において、人権教育をすすめます。
- ②人権意識を高めるため、広報活動をはじめ、講演会などあらゆる機会を利用して住民への啓発活動をすすめます。
- ③女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、L G B T Q*等の性的マイノリティ*の人たちへの差別などあらゆる差別に対し、行政と住民、関係団体、事業者などが一体となり、差別のない社会環境づくりをすすめます。
- ④DV(ドメスティック・バイオレンス)*、ハラスメント*などの人権侵害に対し、関係機関と連携しながら、相談・救護体制づくりをすすめます。
- ⑤情報化の進展によるプライバシーの侵害やインターネットによる中傷・誹謗など新たな人権侵害に対し、行政と住民、学校、事業者などが協力し、保護や防止、啓発に努めます。
- ⑥高齢者や障害者の権利擁護にむけ、成年後見人制度*や地域福祉権利擁護事業*など支援策の 周知とともに、相談支援体制を確立します。

2 非核平和の推進

- ①昭和60年に行った「斑鳩町非核平和宣言」の精神にのっとり、住民への意識啓発をはかります。 特に、次代を担う青少年には、学校教育や地域での活動を通じて本宣言の趣旨を積極的に伝え ます。
- ②非核平和に関する情報提供や住民の自主的な活動の支援を行います。

3 多文化共生の推進

- ①多言語でくらしの情報が得られるよう、多言語によるパンフレットやホームページの充実をは かります。
- ②さまざまな組織や団体と連携することで、多言語で生活相談や医療相談ができる体制を整えます。また、外国人の子どもへの支援体制を充実します。
- ③多文化共生への関心を持ってもらうためのセミナーや交流イベントなどを開催します。